一般社団法人 日本化学工業協会 御中

経 済 産 業 省 化学兵器・麻薬原料等規制対策室

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の 公布について

平素より化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器時禁止法」という。)に関する業務に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令 第176号)が公布され、6月7日から施行することとされましたので、お知らせいたします。

本改正は、昨年11月に開催された、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の第24回締約国会議において、同条約の化学物質に関する附属書の表1に特定の化学物質を追加することが決定されたことを受け、新たに8物質を化学兵器禁止法に基づく特定物質として指定するものです。

つきましては、貴会会員に対し、改正事項の周知について御配慮を賜りますよう御協力をお願いいたします。

(参考) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されました(当省化学兵器禁止関連施策ページ)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/20200527newskahei.pdf

【問い合わせ・連絡先】

経済産業省製造産業局化学兵器・麻薬原料等規制対策室

下 出(shimode-masaki@meti.go.jp)

吉村(yoshimura-koichi@meti.go.jp)

橋 本(hashimoto-yuko@meti.go.jp)